

森林環境税の導入について

令和6年度から

森林環境税（年額1,000円）

の課税が始まりました

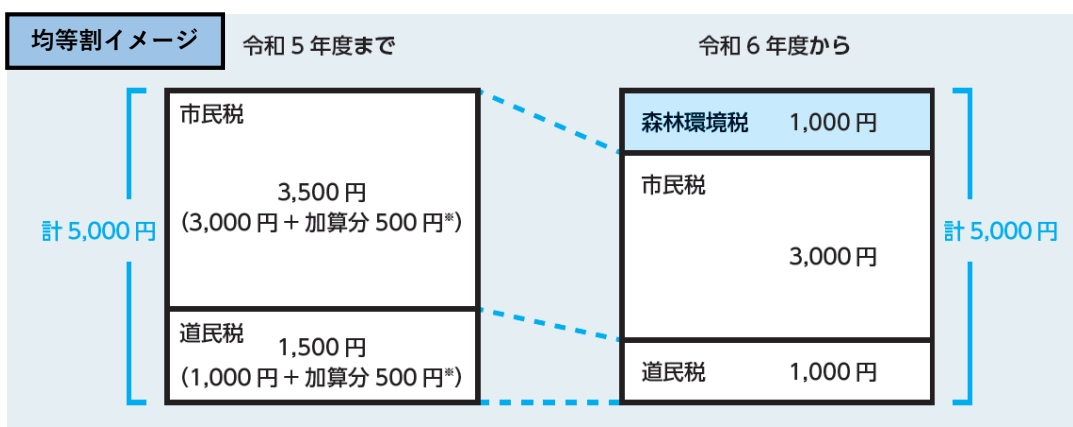
- 森林の維持・整備等を目的とした「国税」として、令和6年度から「森林環境税」が課税されています。
- 森林環境税は、年額1,000円で、市・道民税と合わせて市町村が課税することとされています。
- 納付された森林環境税は、市町村を通じて国が受け取り、全額が森林環境譲与税として地方に譲与され、森林の維持・整備等に活用されます。

ポイント

① 市・道民税が課税されている方の税負担は変わりません。

令和6年度からは・・・

市・道民税均等割の金額が1,000円減額 ⇒ 森林環境税1,000円が新たに課税



※ 令和5年度までは、市民税・道民税の均等割が各500円、合計1,000円加算されていましたが、令和6年度から、この加算がなくなります。

② 市・道民税が非課税でも、森林環境税のみ課税される場合があります。

森林環境税が課税されない人（非課税基準）

市・道民税と森林環境税で非課税基準が異なるため、森林環境税のみ課税される場合があります。

	森林環境税	(参考) 市・道民税
扶養親族なし	合計所得金額が415,000円以下 (給与収入のみの場合、965,000円以下)	合計所得金額が420,000円以下 (給与収入のみの場合、970,000円以下)
扶養親族あり	合計所得金額が次の金額以下 $315,000円 \times (1 + \text{扶養親族の数}) + 289,000円$	合計所得金額が次の金額以下 $320,000円 \times (1 + \text{扶養親族の数}) + 290,000円$
障がい者・未成年者・寡婦またはひとり親に該当する方	合計所得金額が1,350,000円以下	

(例) 「扶養親族なし」で 合計所得金額が417,000円(給与収入だと967,000円) の場合
⇒ 森林環境税 : 「課税」 市・道民税 : 「非課税」